

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和7年度）

支局・出張所名	所有者等の探索の対象となる地域
本局	松江市秋鹿町 松江市西忌部町 松江市岡本町 松江市大垣町 安来市飯生町 安来市広瀬町富田
出雲支局	雲南市掛合町掛合 雲南市木次町湯村 大田市温泉津町吉浦
浜田支局	浜田市河内町 浜田市金城町小国 浜田市後野町 浜田市三隅町岡見 江津市黒松町
益田支局	益田市向横田町 鹿足郡津和野町中曽野
西郷支局	隠岐郡隠岐の島町布施